

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧																													
<p>愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例 昭和32年4月1日 条例第19号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、愛媛県教育委員会の所管する教育機関を別表第1のとおり設置する。</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき設置の目的を効果的に達成するため管理を委託することができる教育機関及び団体は、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第1(第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的及び事業</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県武道館</td> <td>武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導</td> <td>松山市</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>管理を委託することができる教育機関</th> <th>管理を委託することができる団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県武道館</td> <td>市町村及び公共的団体</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的及び事業	位置	愛媛県武道館	武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導	松山市	省略			管理を委託することができる教育機関	管理を委託することができる団体	愛媛県武道館	市町村及び公共的団体	<p>愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例 昭和32年4月1日 条例第19号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、愛媛県教育委員会の所管する教育機関を別表第1のとおり設置する。</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき設置の目的を効果的に達成するため管理を委託することができる教育機関及び団体は、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第1(第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的及び事業</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県硬式庭球場</td> <td>県民の体位向上のための硬式庭球行事の実施</td> <td>松山市</td> </tr> <tr> <td>愛媛県武道館</td> <td>武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導</td> <td>松山市</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>管理を委託することができる教育機関</th> <th>管理を委託することができる団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県硬式庭球場 愛媛県武道館</td> <td>市町村及び公共的団体</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的及び事業	位置	愛媛県硬式庭球場	県民の体位向上のための硬式庭球行事の実施	松山市	愛媛県武道館	武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導	松山市	省略			管理を委託することができる教育機関	管理を委託することができる団体	愛媛県硬式庭球場 愛媛県武道館	市町村及び公共的団体
名称	目的及び事業	位置																												
愛媛県武道館	武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導	松山市																												
省略																														
管理を委託することができる教育機関	管理を委託することができる団体																													
愛媛県武道館	市町村及び公共的団体																													
名称	目的及び事業	位置																												
愛媛県硬式庭球場	県民の体位向上のための硬式庭球行事の実施	松山市																												
愛媛県武道館	武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導	松山市																												
省略																														
管理を委託することができる教育機関	管理を委託することができる団体																													
愛媛県硬式庭球場 愛媛県武道館	市町村及び公共的団体																													



新		
柔道場	1日につき	64,800円
剣道場	1日につき	64,800円
副道場	1日につき	35,300円
会議室	1室1時間につき	1,500円
トレーニング施設	1人1回につき	3,000円

備考 教育委員会が定める開館時間以外の時間に武道館（会議室及びトレーニング施設を除く。）を使用する場合は、1時間につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める額を別表に定める額とする。

区分	金額
主道場	84,100円
柔道場	6,490円
剣道場	6,490円
副道場	3,850円

旧			
	柔道場	1日につき	64,800円
	剣道場	1日につき	64,800円
	副道場	1日につき	35,300円
	会議室	1室1時間につき	1,500円
	トレーニング施設	1人1回につき	3,000円

備考 教育委員会が定める開館時間以外の時間に愛媛県武道館（会議室及びトレーニング施設を除く。）を使用する場合は、1時間につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める額を別表に定める額とする。

区分	金額
主道場	84,100円
柔道場	6,490円
剣道場	6,490円
副道場	3,850円